

家具インテリア リサイクル&リニュー（R&R）協議会規程

（設立の趣旨）

家具・インテリアに関わる企業が連携、時代に即した環境活動を行うため、研究開発・生産、物流・販売、使用・メンテナンス、引き取り・再生・リサイクルに至る垂直連携で、サーキュラーエコノミーの最適化に向けての環境マネジメントを協働する組織として独立し、家具インテリア業界として資源循環や温室効果ガス縮減等を目標とする、リサイクル&リニューの共通基盤の構築を行う。

（名称）

第1条 本協議会の名称は、家具インテリア リサイクル&リニュー協議会とする。

（目的）

第2条 本協議会の活動は、「家具の廃棄物を減らし、再資源化（リサイクル）・再利用（リニュー/リユース）等を促進させる」ことを目的に、研究開発・生産、物流・販売、使用・メンテナンス、引き取り・再生・リサイクルに至る垂直連携で再資源、再利用スキームを構築、共通基盤として家具業界有志と共に持続可能な社会形成に貢献する。

（活動内容）

第3条 本協議会は目的を達成するために以下の活動をタスクとして行うものとする。

- (1) <リソーシング> 家具インテリア業界での資源循環のループを繋ぐ体制と再資源化促進への研究開発。現在の引取処分問題の把握から、不要家具引取・分別、再資源化促進に至るまでの資源循環のループを繋ぐ事業モデルを構築する。
- (2) <長期愛用・リニュー> 家具の長期耐用性を向上する修理メンテナンスも含めた仕組の構築。様々な分野での課題である製品長寿命化による環境負荷低減に向け、劣化予測、製品評価、修繕、適正なメンテナンス技術と、これらを結合する仕組みを構築する。
- (3) <Zero カーボン> 2050年実質ゼロカーボンへ向けた研究開発と取組み推進。家具インテリア業界のサプライチェーンの上流から下流までを一貫したLCCO2排出量、排出源の実態把握と、LCCO2削減技術の研究開発、および業界をあげた取組みを推進する。
- (4) <再生デザイン> 環境性能評価の研究による環境にやさしい家具開発の推進。原材料の産地・認証・流通の実態把握、資源としての持続可能性、環境安全性の評価、および再生材の技術開発、環境性能評価指標の研究開発を行う。
- (5) サーキュラーエコノミーのループを基軸に、資源循環と生態系保全、温室効果ガスの削減に注力するため、会員企業各社は上記4つの活動タスクのいずれかに参加し、実現に取り組むものとする。

(事業年度)

第4条 本協議会の事業年度は、4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(会員)

第5条 本協議会の会員は、本協議会の基本理念、趣旨および目的に賛同し、ともに協働する個人および企業法人とし、理念と行動を共有する会員を以って構成する。

(入会手続き)

第6条 会員になろうとする個人および企業法人は、別途定める「参加同意書」に署名・捺印、提出を要件とする。

2 入会の可否は当協議会の理事会において決定する。

(退会)

第7条 会員は、退会届を本協議会事務局に提出し任意に退会することができる。

2 会員が次のいずれかに該当するときは、退会したものとみなす。

- (1) 本人が死亡、もしくは企業が事業活動を停止したとき
- (2) 会費を1年以上納入しないとき

(役員など)

第8条 本協議会は、以下の役員と戦略マネジメントチームを置き、会計監査を加えて構成されるものとする。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・幹事 若干名
- ・戦略マネジメントチーム 若干名
- ・会計監査 1名

2 前項の戦略マネジメントチームは、活動計画を立案、具体的戦略を練り上げ、提起するものとする。

3 役員、戦略マネジメントチーム構成員は会員の互選により選出する。

4 本協議会の役員、戦略マネジメントチーム構成員の任期は二年間とし、再任を妨げないものとする。なお補欠により選任された役員、構成員の任期は前任者の残任任期とする。

(理事会)

第9条 理事会は、会長、副会長、幹事、戦略マネジメントチームをもって構成される。

2 理事会は、総会の議決した事項の執行に関する事項、およびその他総会の議決を要しない業務の執行に関して議決する。

3 理事会の議決は、過半数をもって決するものとする。

(解任)

第10条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。

- (1) 心身の故障により、職務の執行に耐えられないと認められるとき
- (2) その他、解任に相当する事項が認められるとき

(総会および会議)

第11条 本協議会の総会は、年1回開催され、それとは別に全体会議を年に2回執り行うものとする。またタスク活動のワーキンググループは各々の課題の研究、協議に沿い、都度の開催を個別に取り決め、招集、開催するものとする。

2 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 規程の変更
- (2) 解散
- (3) 事業の変更
- (4) 事業報告および収支決算
- (5) 役員の選任、または解任
- (6) その他、会の運営に関する重要事項

3 総会の議決は、過半数をもって決するものとする。

(会費)

第12条 本協議会は、会員の会費制によって運営されるものとし、会員は以下の規程に沿って、会費を納付するものとする。

入会費： 1.5万円（新規入会時）

会費： 3.0万円（年会費として）

2 事業年度の中途に入会した会員の当該年度の会費は、入会承認月が上半期（4月から9月まで）の場合は年額の全額とし、下半期（10月から3月）の場合は年額の半分とする。

3 会費の管理は、本協議会の事務局にて厳正に管理するものとし、会計年度（毎年4月から3月）に沿い、会計報告を行うものとする。

(会費の納付)

第13条 会費は当協議会の請求に基づき当該事業年度の5月末までに一括して納入するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、新規入会者は入会時に当協議会の請求に応じて会費を納入するものとする。

(会費の返還)

第14条 年度途中の退会や除名もしくは会員資格を喪失した場合でも、一度納入された会費は返還しないものとする。

(事務局)

第15条 当協議会の事務を処理するため、事務局を埼玉県さいたま市見沼区東大宮5-30-12に置く。

(その他)

第16条 この規程に定めるもののほか、本協議会の運営に必要な事項は、第8条2項の戦略マネジメントチームにて別途起案し、本協議会の総会にて定めるものとする。

(附則)

この規程は、2023年7月28日にて発効し、施行される。